

令和4年11月農業委員会総会議事録

令和4年11月24日午後3時00分、令和4年11月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 24名

1 番 金田 公隆 委員	3 番 岩谷 裕子 委員	5 番 川村 陽彦 委員
6 番 須藤 秀人 委員	7 番 種澤 達也 委員	8 番 町田 高司 委員
9 番 石岡 千鶴子 委員	10 番 三上 浩太 委員	11 番 小林 政貴 委員
12 番 小田桐 明 委員	13 番 石岡 人志 委員	14 番 福士 章逸 委員
15 番 小嶋 勇成 委員	16 番 木村 芳文 委員	17 番 平井 秀樹 委員
18 番 成田 繁則 委員	19 番 佐藤 剛郎 委員	20 番 大湯 茂八郎 委員
21 番 戸澤 幸彦 委員	22 番 高橋 貴志 委員	23 番 田村 眞裕美 委員
24 番 成田 毅 委員	25 番 髙森 弘義 委員	26 番 前田 優考 委員

欠席委員 2名

2 番 藤田 善明 委員	4 番 佐藤 修司 委員
--------------	--------------

出席事務局 9名

事務局 長	吉田 秀樹	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹	高橋 秀男
事務局主幹兼農地調整係長	澤田 明人	事務局主幹兼総務係長	高木 一誠
事務局農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局岩木分室総括主査	浅利 敏江
事務局主事	大浦 空		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議 事

議案第 121 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 122 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 123 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 124 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 125 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 126 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 127 号	農地の買受適格証明願の証明書の発行について
報告第 39 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 40 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 41 号	非農地の判断について

[開始時刻 15 時 00 分]

- 事務局次長 ただいまから令和 4 年 11 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
- 会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】
- 事務局次長 それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりお願いいたします。議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。
- 議 長 欠席者の通告があります。議席番号 2 番藤田善明委員、4 番佐藤修司委員の 2 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。5 番川村陽彦委員、7 番種澤達也委員、8 番町田高司委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
- 事務局次長 それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 121 号を議題といたします。議案第 121 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 1 ページをお開き願います。議案第 121 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 9,028 ㎡、畑 1 件 1,516 ㎡、合計 4 件 10,544 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 8,043 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る 11 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、兜森弘義委員、前田優考委員、金田公隆委員、それに私、木村であります。申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められることから許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
- 議 長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
- 議 長 （な し）
- 議 長 それでは、議案第 121 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
- 議 長 （な し）
- 議 長 議案第 121 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 121 号については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 122 号を議題といたします。議案第 122 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	7 ページをお開き願います。議案第 122 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 736.47 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。9 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 10 番は農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 122 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 122 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 122 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 123 号を議題といたします。議案第 123 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	11 ページをお開き願います。議案第 123 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 1 件 311 m²、畑 4 件 1,903 m²、合計 5 件 2,214 m²であります。また、使用収益権関係では、畑 1 件 381.64 m²であります。なお、内容

事務局次長	につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。13 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 15 番、16 番、17 番及び 19 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号 18 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「申請農地と隣接する土地を一体として同一事業に供する場合で全体面積に占める第 1 種農地の面積が 3 分の 1 を超えないものに該当する農地」であることから、転用許可基準を満たすものであります。15 ページ、使用収益権関係、受付番号 7 番は農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 123 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 123 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 123 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 124 号を議題といたします。議案第 124 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	17 ページをお開き願います。議案第 124 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 2 件 6,950 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 3 件 5,817 ㎡、畑 2 件 21,032 ㎡、合計 5 件 26,849 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 3 件 5,817 ㎡、畑 1 件 17,032 ㎡、合計 4 件 22,849 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、

調査副委員長	利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。22 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 58 番、59 番及び 23 ページ受付番号 60 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。21 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 57 番から 23 ページ 60 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 124 号についてご審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 124 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 124 号は、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 125 号を議題といたします。議案第 125 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	25 ページをお開き願います。議案第 125 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 13,851 ㎡、畑 3 件 13,536 ㎡、合計 6 件 27,387 ㎡であります。今回提出されました 6 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 6 件が整ったものであります。27 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 61 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。以上であります。
議 長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
岩谷裕子委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (岩谷裕子委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 28 ページ所有

議 長	権関係、受付番号 62 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 125 号のうち、所有権関係、受付番号 62 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 125 号のうち、所有権関係、受付番号 62 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。岩谷裕子委員の着席をお願いします。 (岩谷裕子委員着席)
議 長	それでは、議案第 125 号のうち、所有権関係、受付番号 62 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 125 号のうち、所有権関係、受付番号 62 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 125 号のうち、所有権関係、受付番号 62 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 126 号を議題といたします。議案第 126 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	29 ページをお開き願います。議案第 126 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が 2 件 3,084 m²、用途変更が 1 件 296.65 m²の合計 3 件 3,380.65 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。31 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号 1 番は、除外後の農地区分は第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。整理番号 2 番は、除外後の農地区分は第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農業用施設」の設置であることから、転用許可基準を満たすものであります。32 ページをお開きください。用途変更、整理番号 1 番は、変更後の農地区分は農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議 長	それでは、議案第 126 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 126 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案 126 号は計画の変更について異議のないものと決定いたします。 次に、議案第 127 号を議題といたします。議案第 127 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	33 ページをお開き願います。議案 127 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農地買受適格証明願の提出があったので、その証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。本会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 5,629 ㎡、であります。この願出は民事執行法に基づく競売に参加するために必要な証明書であります。本証明書が発行され、願出人が買受人となり、3 条許可申請があったときは、本願出の内容と事情が異なる場合を除き、これを許可するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	35 ページをお開きください。受付番号 2 番について、事情聴取した結果を申し上げます。願出人は、りんごを主とした経営をしておりますが取得後、当該農地においては、知人の指導の下、ブルーベリー及びカシスを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号については、いずれも該当しないと認められ、証明書の発行は適当であると考えられました。以上、報告いたします。
議 長	現地調査をした委員から補足説明はありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 127 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 127 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (な し)
議 長	異議ないものと認め、議案第 127 号は証明することに決定いたします。 次に、報告第 39 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	37 ページをお開き願います。報告第 39 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 5 件 28,747 ㎡、畑 9 件 119,765 ㎡、

事務局次長	合計 14 件 148,512 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 39 ページから 41 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 39 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 40 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	43 ページをお開き願います。報告第 40 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 9,346 ㎡、畑 1 件 8,989 ㎡、合計 3 件 18,335 ㎡ であります。なお、解約理由につきましては、45 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 40 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 41 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	47 ページをお開き願います。報告第 41 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 2 筆 2,380 ㎡であります。以上であります。
議 長	報告第 41 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔閉会時刻：15 時 36 分〕